

岩手医科大学教養部研究年報刊行規程

第1章 目的

第1条 岩手医科大学教養部研究年報（以下研究年報）は、岩手医科大学教養部（以下教養部）の研究活動の成果（原著論文・資料・調査報告・総説等、以下論文等）を収録刊行し、その成果の保存と他研究機関との交流に資することを目的とする。

第2章 刊行委員会

第2条 前条の目的遂行のため刊行委員会（以下委員会）をおく。委員会は次の業務を行う。

- 1 予算を含む刊行計画の立案
- 2 掲載する論文等の審査
- 3 編集および出版
- 4 その他の刊行に伴う必要な事項

第3条 委員会は教養部長および教養部分館長を含め5名とし、うち3名は教養部教授会（以下教授会）において選出するものとする。委員長は委員会において互選し、教授会の承認を得るものとする。

第4条 委員に教授以外の教育職員が適当と考えられる場合は教授会が指名するものとする。

第5条 委員会はその業務に関しては、教授会に報告してその承認を得なければならない。

第6条 委員の任期は1年とし重任を妨げない。

第3章 寄稿および編集

第7条 研究年報は毎年1回以上刊行するものとする。

第8条 研究年報に寄稿できるものは、各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- 1 教養部の教育職員
- 2 教養部教育職員の研究に協力したもの
- 3 教養部に所属しない本学の教育職員で、その研究業績が刊行委員会の審査を経、かつ教授会の承認を得たもの
- 4 教養部を定年退職後1年以内の元教育職員

第9条 研究年報に掲載する論文等は、和文の場合400字詰め原稿用紙50枚以内、欧文の場合A4判タイプ用紙ダブルスペース25枚以内を原則とする。紙数の追加については、その都度委員会が審議してこれを決定する。

第10条 他紙に掲載した論文等を本年報に転載するか、あるいは本年報より他紙に転載することを希望する場合には、掲載について関連機関の承認を得なければならない。

第11条 研究年報に掲載する論文等の枚数、写真、図版等の状況により、その費用の一部を著作者の個人負担とすることがある。

第12条 研究年報に掲載した論文等の著作権（複製権および公衆送信権）は教養部に帰属するものとする。ただし、著作者本人が自らの論文等を利用することは原則自由とする。

附 則 昭和41年10月1日 制定
昭和56年12月22日 改定
平成16年8月25日 改定